

マンション管理適正化支援法人のご案内

マンションを適正に管理するには、マンションに関する法律等の専門的な知識が必要なため、専門家に相談しながら取り組むことが有効です。

マンションに関するワンストップ相談窓口

本市では、マンションの管理の適正化の推進を目的に、
マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3第1項の規定に基づき、

マンション管理適正化支援法人の登録を行っています。

マンション管理適正化支援法人とは、マンション管理士などの資格を有する
専門家が所属する団体です。本市に登録した法人が、マンションに関する
各種相談に対し、**総合的・伴走的に支援**を行います。



マンション管理について誰に相談すればよいかわからない、管理規約や長期修繕計画の見直す方法がわからない、マンションの再生をどう進めれば良いかわからない方など、ぜひ一度ご相談ください。

※調査・見積り・設計等の実務が伴う場合は、費用が発生する場合がありますので、事前に支援法人にご確認ください。

(日管連加盟)一般社団法人 大阪府マンション管理士会

所在地：大阪市北区浪花町14-33 OMビル607号

電話：06-6476-8151 (平日 10時～16時・土日祝日除く)

電子メール：infoml@googlegroups.com URL：https://www.osaka-mankan.com



ホームページはこちら

一般社団法人 大阪府不動産コンサルティング協会

所在地：大阪府中央区安土町1丁目4番11号 エンパイヤビル3階

電話：06-6261-3340 (平日 10時～16時・土日祝日除く)

電子メール：info@oreca.jp URL：http://oreca.jp



ホームページはこちら

マンションに関する施策の問合せ先

堺市 建築都市局 住宅部 住宅施策推進課

〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

☎ 電話：072-228-8215 (直通) F A X：072-228-8034

電子メール：jusui@city.sakai.lg.jp 受付時間：平日9時～17時30分・土日祝日除く

